

理事会傍聴に関する細則

学友会学生理事会は、傍聴のルールを明確化し、理事会の決定に関する透明性を確保するために、本細則を制定する。

(理事会の義務)

第1条

理事会は、情報公開の重要性に鑑み、第2条に定める理由及び真にやむを得ない理由がない限り、理事会会議の傍聴を拒否してはならない。

(傍聴)

第2条

- 一 すべての本会普通会員及び準会員は、理事会会議を傍聴することができる。
- 二 傍聴人は、理事会会議で知り得た個人情報を会議の外に漏洩してはならない。
- 三 傍聴人は、傍聴に先立ち、前項の規定を遵守することを宣誓しなければならない。
- 四 理事会は、前項の宣誓を拒否する者、本会会員以外の者又は議事の進行に悪影響を及ぼす者の傍聴を拒否することができる。
- 五 議長は、議事を妨害する傍聴人を退席させることができる。

(傍聴人の発言)

第3条

- 一 傍聴人は、理事会会議に出席した理事の過半数の賛成を得た場合、議事を妨害しない限りにおいて、当該理事会会議において意見を述べることができる。
- 二 議長は、傍聴人の発言が現に議事進行を妨害し、又は妨害するおそれがある場合、これを制止することができる。

(改正)

本細則は、理事会もしくは評議員会各会の決定により改廃することができる。